

統合賠償責任保険



小売・飲食業のみなさまの 賠償責任保険

2026年1月改定



小売・飲食業のみなさまを取り巻く賠償リスクをまとめてカバーします!!

●店舗などの施設 他人の身体の障害や財物の損壊等



- お店の床の掃除をした際のふき取りが不完全だったため、お客様が足を滑らせて転び、大ケガをさせてしまった。

損害額 550万円



- 店舗にてガス爆発が発生し、近隣のお店を損壊させてしまった。

損害額 7,500万円



- お客様から一時的に預かっていた荷物を、誤って紛失してしまった。

損害額 10万円



- 食事を運んでいる際に、誤ってお客様のパソコンに食事をこぼし、破損させてしまった。

損害額 20万円

さらに

事故発生後、今後の対処について弁護士に相談した。

かかる費用 5万円

さらに

パソコンの修理費が時価額を超えてしまい、お客様から修理費の全額を請求された。

損害額 10万円

●販売後・食事の提供後 他人の身体の障害や財物の損壊



- 提供したパンが原因で集団食中毒を発生させてしまった。

損害額 300万円

さらに



- 食中毒の原因となったパンの回収と購入代金の返金を行った。

損害額 7万円

- 食中毒の原因を調べるために検査を行った。

損害額 5万円

●販売・提供後 商品の販売・提供の遅延等*

- 商品の保管倉庫が火災で全焼したため、運営するECサイトからの購入者に、事業用パソコン30台の納品ができなくなった。代替品が届くまでの間、業務が停止したとして、収益減少額を請求された。



損害額 300万円

●被害者治療費



- 子供が店舗内のカートで遊んでおりケガをした。法律上の賠償責任は発生しなかったが、その治療費を当社の同意を得て支払った。

損害額 30万円

●その他の賠償事故



- お客様を万引き犯と間違えて警察へ通報してしまい、慰謝料を支払うことになった。

損害額 8万円

賠償リスクだけでなく、こんなリスクも…

●慣習による費用負担

- 店舗内に設置しているロッカーの鍵が何者かに壊され、ロッカーに収納されていたお客様の荷物が盗まれてしまった。法律上の賠償責任は発生しなかったが、見舞金を支払った。



損害額 1万円

●被害に遭われた場合の賠償請求



- 自動車が店舗に突っ込み、外壁を壊されたが、賠償に応じてくれないため、弁護士に依頼し、損害賠償を請求した。

かかる費用 90万円

●クレーム等対応費用の補償

●サイバー・情報漏えい事故の補償

につきましては、別途チラシやパンフレットをご参照ください。

裏面の補償内容でこれらの事故がまとめてカバーされます ➤

*他人の身体の障害や財物の損壊を伴わない場合に限り、補償します。



で補償される内容

小売・飲食業のみなさまが、施設の管理、業務の遂行、製造、販売、提供した物や食事による事故によって負担する法律上の損害賠償責任を包括して補償します。

1

施設が原因で生じた事故と仕事中の行為が原因で生じた事故を補償します。



「お客様をエレベーターの故障により中に閉じ込めてしまった。」「お客様を万引き犯と間違えて拘束してしまった。」などの不当な身体の拘束による自由の侵害、口頭や文書、図面などの不当な表示による名誉毀損やプライバシーの侵害などの損害賠償責任を補償します(情報漏えいやそのおそれによる場合を除きます。)。



一時的に預かった物の損壊、紛失、盗取、詐取や施設に来られた方の携帯品の盗取等による損害賠償責任を補償します。

I. 施設業務特約

▶ 人格権・宣伝侵害事故

▶ 来訪者の携帯品に関する事故

この特約では、上記の事故のほか、作業場内専用車による事故、借用不動産に対する事故等を補償します。詳しくはビジサポパンフレットをご参照ください。



他人の財物の損壊等について、修理費*が財物の時価額を超えた場合に、その差額の費用を補償します。

*損壊等が生じた財物と同一の構造、質、用途、規模、型、能力のものを再取得するのに要する額を限度とします。(I. 施設業務特約で対物超過復旧費補償特約をセットする場合は、II. 生産物特約にもこの特約がセットされます。)

▶ 対物超過復旧費補償特約

2

つくった物が原因で生じた事故と仕事を完了し引渡した後に生じた事故を補償します。

II. 生産物特約



他人の身体の障害や財物の損壊についてII. 生産物特約により保険金をお支払いする場合に、事故の原因となった生産物や仕事の目的物自体の損壊およびその使用不能についての損害賠償責任や、回収、検査、修理、交換、廃棄するための費用を補償します。

▶ 生産物・仕事の目的物自体損壊補償特約



生産物の欠陥や、生産物の意図された機能・効能が発揮されなかつたこと、または生産物の納品が遅延したこと等に起因する、他人の事業の休止または阻害についての損害賠償責任を補償します。ただし、他人の身体の障害や財物の損壊を伴わずに発生した場合に限ります。

▶ 業務過誤賠償責任補償特約

3

被害に遭われた際の弁護士費用や法律相談費用、損害賠償責任が発生しない事故での被害者の方への見舞費用もお支払いします。



記名被保険者等が被った被害について、「法律上の損害賠償請求を行う場合に負担した弁護士費用」や、「法律相談を行う場合に負担した法律相談費用」を補償します。

▶ 被害事故弁護士費用等補償特約

I施設業務II生産物用



I. 施設業務特約、II. 生産物特約のいずれかにおいて補償の対象となる可能性のある他の身体の障害が発生した場合、被保険者の法律上の賠償責任の有無にかかわらず、被害者の治療費や死亡した場合の葬祭費用をお支払いします。

▶ 被害者治療費等補償特約

I施設業務II生産物用



施設の利用者向けに設置するセイフティボックスやコインロッカーなどに一時的に収納された財物の損壊等が発生し、慣習により見舞金を支払った場合の損害を補償します。

▶ コインロッカー等収納財物見舞費用補償特約

I施設業務用

4

法律上の損害賠償金以外の各種費用もお支払いします。



法律上の損害賠償金のほか、損害賠償責任に関する争訟のための弁護士費用、訴訟対応費用、被害者見舞費用、弁護士相談費用、信頼回復のための広告費用、損害の発生および拡大の防止のための損害防止軽減費用や緊急措置費用などをお支払いします。

統合賠償責任保険特別約款

このチラシはごく簡単な説明を記載したものです。保険金をお支払いできない場合、保険金の支払条件、支払限度額、その他この保険の詳細につきましては、ビジサポパンフレットまたは重要事項説明書をご参照いただくか、取扱代理店または当社へお問い合わせください。実際にセットされる特約は、申込書等においてご確認ください。

日新火災海上保険株式会社

事故のご連絡

日新火災事故受付センター

0120-232-233

24時間・365日

各種お問合せ先

保険のご相談

日新火災
テレフォンサービスセンター

0120-718-268

9:00~18:00 (平日)
9:00~17:00 (土日祝)



<https://www.nisshinfire.co.jp/contact>

代理店・営業担当

●安心のトータルライフプランをお手伝い。お気軽にご用命ください。